

経営方針

I 住宅金融支援機構の目指すもの

- 住宅金融支援機構の使命
 - ・証券化支援業務（フラット35）等によりモーゲージバンクを含む民間金融機関を支援し、地域偏在なく全国で、お客様のライフプランに合った住宅ローンが安定的かつ効率的に供給されることが、住宅金融支援機構の最大の使命である。
- 自立的経営の確立
 - ・上記の使命を全うするために、まずはフラット35に経営資源を集中的に投入して所要の事業目標を達成し、住宅金融市場での存在を早期に確かなものとするにより、住宅金融支援機構の自立的かつ安定的な経営を確立する。
- コンプライアンスと社会的責任の実践
 - ・法令の遵守にとどまらず、業務上の健全な判断、さらには社会への貢献まで幅広く視野に入れて、組織的な取組と一人ひとりの主体的な行動により社会的責任を果たす。

II 住宅金融支援機構の経営方針

1. 改革の基本コンセプト

- 生産性の向上
 - ・BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）により抜本的な業務の見直しを行い、生産性を高めて効率的な業務運営を実現する。
 - ・経営改善計画を着実に実行し、情報システムの再構築等により経費削減に取り組む。
- 顧客価値の創造
 - ・常に顧客のニーズを考え、顧客の満足を追求する。このため、エンドユーザーを第一に、ミドルユーザー（住宅事業者）、モーゲージバンクを含めた民間金融機関も満足する最適なサービスを迅速に提供する。
- 企業文化の変革
 - ・一人ひとりが、経営理念の実現に向けて、常に顧客のために自分は何ができるかを考え、主体的に行動する。従来の受け身の企業文化を、前向きで行動的な企業文化に変革する。

2. 業務の戦略的実施

- 証券化支援業務
 - ・フラット35に経営資源を集中的に投入し、商品性や手続の迅速な改善、営業体制の強化等により、事業目標を達成し、事業の安定化を実現する。
 - ・市場関係者との連携を図り、MBS市場の発展に努め

るとともに、MBSの新しい発行方式など新規分野の開拓にも取り組む。

- 審査・管理回収業務
 - ・与信審査能力及び管理回収能力を高め、延滞債権の発生を抑制するとともに、発生した延滞債権については効果的、効率的な管理回収業務を実施する。
- 併せて行う政策的業務
 - ・顧客に対して住宅に関する幅広い有益な情報を積極的に提供することにより住宅に関する安心を得られるよう、これまで培ってきたノウハウを十分に活かして情報提供業務を推進する。
 - ・住宅融資保険業務、災害復興住宅融資、賃貸住宅融資、財形住宅融資その他の融資業務については、各業務の商品特性を活かし、顧客の多様なニーズに応えるために、それぞれの生産性を高め、効率的に運営する体制を構築し、実施する。

3. 経営管理の充実・強化

- 経営管理体制の整備
 - ・自立的経営の確立のために、経営戦略の企画立案や経営資源配分のコントロール等の機能を強化するとともに、組織運営においてはPLAN・DO・CHECK・ACTIONをはじめとした経営管理を実現する。
- 経営資源の戦略的配分
 - ・各部署毎の目標設定と実績評価の仕組みを整備し、市場の実態、生産性等を反映した戦略的な経営資源配分を実現する。
- リスクの的確な管理
 - ・経営の健全性・透明性確保のために、信用リスクや金利変動リスク等の管理を的確に実施するとともに、積極的な経営情報の公開を実施する。

4. 人事制度改革

- 人材の育成
 - ・改革の基本コンセプト（生産性向上、顧客価値創造、企業文化変革）を体現し、証券化や管理回収等の住宅金融のプロフェッショナルでもある人材を育成するとともに、職員一人ひとりは自己研鑽に取り組む。
- 能力・成果の重視
 - ・一人ひとりが生産性を高めることにより、組織のパフォーマンスを向上させる。その実現のために、より能力・成果を重視した人事・給与体系とする。
 - ・職員がその能力を十分に発揮して、働きがいと達成感を実感できる職場とする。

平成 22 年度 年度計画の概要

住宅金融支援機構では、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けた平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づいた、各年度の業務運営に関する計画である「年度計画」を定めており、次の事項について平成 22 年度に取り組む事項を記載しています。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営の効率化
2. 一般管理費等の低減
3. 業務・システム最適化
4. 入札及び契約の適正化
5. 業務の点検
6. 積極的な情報公開

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 証券化支援業務
2. 住宅融資保険業務
3. 住情報提供業務
4. 住宅資金融通業務
5. 団体信用生命保険等業務

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 収支改善
2. 繰越損失金の低減
3. リスク管理の徹底

IV 短期借入金の限度額

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

VI 剰余金の使途

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画
2. 人事に関する計画
3. 積立金の使途

業務実績の評価

住宅金融支援機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、各事業年度における業務の実績について、国土交通省及び財務省にそれぞれ設置された、独立行政法人評価委員会の評価を受けることとされています。

独立行政法人評価委員会には、住宅金融支援機構分科会が設置されており、住宅金融支援機構の評価に係るものを処理することとされています。

1 独立行政法人評価委員会での議決を必要とする事項（分科会での議決に委任しない事項）

(1) 業務の実績の評価関係

- ・ 中期目標に係る業務の実績評価
- ・ 中期目標に係る業務の実績評価結果を受けての当該独立行政法人に対する業務改善等の勧告（必要があると認めるとき）

(2) 主務大臣への意見具申関係

- ・ 主務大臣による中期目標期間の終了時の法人の業務、組織のあり方に関する検討の際の意見具申

2 住宅金融支援機構分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項

(1) 業務の実績の評価関係

- ・ 各事業年度の業務実績の評価
- ・ 各事業年度に係る業務の実績評価結果を受けての当該独立行政法人に対する業務改善等の勧告（必要があると認めるとき）
- ・ 役員退職手当支給に係る業績勘案率の決定

(2) 主務大臣への意見具申関係

- ・ 中期目標の策定又は変更に際しての意見具申
- ・ 中期計画の認可及び変更の認可に際しての意見具申
- ・ 業務方法書の認可に際しての意見具申
- ・ 財務諸表等の承認の際の意見具申
- ・ その他財務及び会計に関する事項について承認等をしようとする際の意見具申 等

※住宅金融支援機構が独立行政法人評価委員会に提出した業務実績報告書は、ホームページに掲載しています。
(ホームページアドレス) <http://www.jhf.go.jp/about/kikou/plan.html>